

令和3年度 有価証券報告書レビューの実施について

金融庁は、上場会社等から提出された有価証券報告書の記載内容について、より深度ある審査を行うため、各財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局（以下「財務局等」という。）と連携して、有価証券報告書レビューを実施しています。

令和3年度の有価証券報告書レビューについては、以下の内容で実施します。

なお、過去の有価証券報告書レビューにおいて、フォローアップが必要と認められた会社についても、別途審査を実施します。

1. 審査対象会社

(1) 法令改正関係審査

令和3年3月31日以降を決算期末とする有価証券報告書の提出会社を対象として、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」及び「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正について、適切な記載がなされているかを審査します。

(2) 重点テーマ審査

以下のテーマに着目し、令和3年3月31日以降を決算期末とする有価証券報告書の提出会社の中から審査対象会社を選定します。

〔重点テーマ〕

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する開示（注1）
- ・ 顧客との契約から生じる収益（注2）

（注1）新型コロナウイルス感染症に関連する、非財務情報（「経営方針・経営戦略等」、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」）、及び、財務情報（「会計上の見積りの開示に関する会計基準に基づく注記」、「追加情報」）の記載を審査。なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する将来の見通し等については、企業間で異なることも想定されるため、将来の見通し等の妥当性自体を審査することは予定していません。企業間で異なる将来の見通し等がありうるとの前提のもと、それらの企業特有の状況や考え方を投資家等が十分に理解出来るように情報が具体的に開示されているかどうかを審査します。

（注2）指定国際会計基準を任意適用する会社を対象に、IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用状況を審査。会計処理や連結財務諸表の表示に加え、注記についても審査対象とします。

(3) 情報等活用審査

適時開示や報道、提供された情報等を勘案し、令和3年3月31日以降を決算期末とする有価証券報告書の提出会社の中から審査対象会社を選定します。

2. レビューの実施方法

(1) 法令改正関係審査

① 調査票の提出依頼

財務局等から審査対象会社に対し、法令改正等により有価証券報告書の記載内容が変更又は追加された重要な事項についての調査票の記入・財務局等への提出を順次依頼します。

② 回答の審査

審査対象会社から提出を受けた調査票に基づき、法令等に照らして、開示の適正性を審査します。調査票の記載内容に不明点や疑問点がある場合には、別途質問を行います。

(2) 重点テーマ審査及び情報等活用審査

① 質問状の送付

審査対象会社に対し、テーマ等についての個別の質問状を財務局等から順次送付します。なお、質問内容には、以下のような観点も反映します。

- 法令や会計基準への形式的な準拠性のみでなく、投資家にとって十分に明瞭で理解し得る記載となっているか
- 重点テーマ以外の関連する事項について、確認すべき点はないか
- 有価証券報告書以外の開示書類（四半期報告書、内部統制報告書等）への影響はないか

② 回答の審査

財務局等より送付した質問状は、2週間程度の期日内に回答を受け、法令等及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らして、会計処理・開示の適正性等を審査します。回答内容に不明点や疑問点が残った場合には、追加で質問を行います。

(注) なお、本レビューにおける審査の終了をもって、有価証券報告書の開示の正確性が保証されるものではない点に留意してください。

また、証券取引等監視委員会と情報の共有を行う場合があります。

有価証券報告書レビュー（概要）

○ 有価証券報告書レビュー（以下「有報レビュー」という。）は、有価証券報告書の記載内容の適正性を確保するための審査の枠組みであり、従来から、金融庁及び財務局等が連携して実施しています。

○ 有報レビューは、具体的には、法令改正関係審査、重点テーマ審査及び情報等活用審査の3つを柱としています。

（1）法令改正関係審査

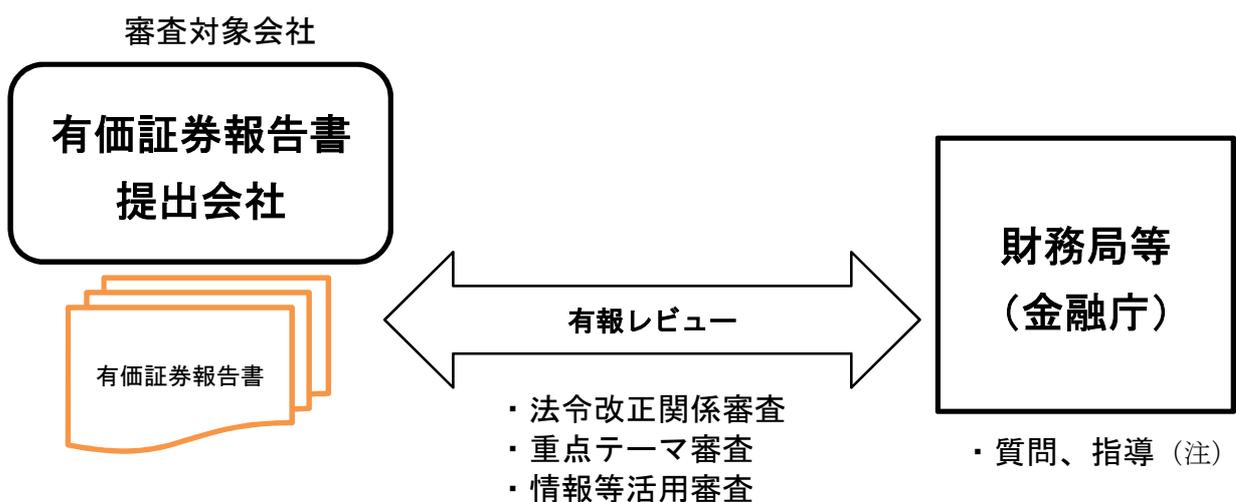
法令改正事項について行うもの。全ての有価証券報告書提出会社が対象となる。

（2）重点テーマ審査

特定のテーマに着目し、審査対象を抽出した上で、より深度ある審査を行うもの。審査対象となる会社には、所管の財務局等から個別の質問状を送付する。

（3）情報等活用審査

上記に該当しない場合であっても、適時開示や報道、提供された情報等を勘案して行うもの。審査対象となる会社には、所管の財務局等から個別の質問状を送付する。



(注) 必要な場合、金融商品取引法第26条に規定される報告徴取権限等が行使されることがあります。